明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務一）　一
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一）　七
〔人事異動〕
防衛省　二
〔官庁報告〕
財　政
平成三十一年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（総務省）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　四八
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○財務省令第一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十六条第二項第六号及び第二十三条第六項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月七日

財務大臣　麻生　太郎